

# 障がい者就業・生活支援センター

障がい者就業生活支援センター  
保健福祉センター1階(平日午前9時〜午後5時30分)



市内の会社での就労風景

■ 芦屋市障がい者就業支援相談員を配置  
保健福祉センターの総合相談窓口「就労支援相談員」を配置し、阪神南障害者就業生活支援センターとの連携強化により、障がいのあるかたの一般就労への移行を進めています。相談の対象は、市内在住の障がいのあるかたおよびその保護者等の関係者です。

## 「働きたい」を実現するために

■ 「働きたい」を実現するために、お願い  
保健福祉センターの1階にある「阪神南障害者就業生活支援センター」は、厚生労働省と兵庫県委託を受け、市が委託している就労支援相談員とともに障がいのあるかたの就業に関する相談窓口を設けています。  
当センターでは、障がいのあるかたが就労活動を進める上で、仕事や適性について考え、働く意味や就労マナー等多くのことを学ぶ機会となる職場見学・職場体験を就労支援の一環として積極的に行っています。  
期間の長短に関わらず、職場体験や雇用を検討していただける会社やお店がありましたら、ご連絡をお待ちしています。助成金等の制度の説明など情報提供も行っていきます。



相談風景

### 授産品を販売しています

障がいのあるかたが作業所等で作った授産品を、市役所の売店横と保健福祉センターの就労支援カフェ Cache-Cache(カシュカシュ)横において、下記の日程で販売しています。  
この収益は、作業所等の運営費や障がいのあるかたへの工賃等に充てられます。

【芦屋みどり福祉作業所 ☎31-4001】  
■内容 手作りぞうきん・クッキー ■販売日 火・金曜日  
■販売所 保健福祉センター・午後2時〜4時

【芦屋メンタルサポートセンター「ライラック」 ☎32-0441】  
■内容 さりを織り製品 ■販売日 第2・4水曜日  
■販売所 市役所・午前11時〜午後1時 / 保健福祉センター・午後2時〜4時

【障がい者が街で共に生きるみんなの麦の家 ☎32-7771】  
■内容 パン・ラスク・クッキー ■販売日 第2・4金曜日  
■販売所 市役所・午前11時〜午後1時

※販売日や時間は、作業所等の都合により変更になる場合があります。詳しくは、各作業所等へお問い合わせください。



### Challenged(チャレンジド)雇用

本市では、平成25年4月から知的精神障がいのあるかたを対象に臨時的任用職員として短期間(原則2ヶ月)雇用する取り組みを始めています。  
障がいのあるかたの地域移行を推進するためには住む場所だけではなく、日中をどのようにして過ごすかということも重要です。本市の障がい福祉に関するアンケート調査では、就労系障がい福祉サービスを利用しているかたの約半数が一般の会社等で働きたいと考えているという結果が出ています。  
チャレンジド雇用は、障がいのあるかたの一般就労に係る意識が高まる中で、市役所において就労の場を提供し、一事業所としての役割を果たすとともに、障がいのあるかたの就労に向けた知識および職業能力の向上を図ることを目的とするものです。  
今年度は、前年度の利用者から2カ月という短い間では慣れることに一杯で思うような働き方ができなかったという声を受け、標準の雇用期間を4カ月としました。  
現在平成26年8月から1人のかたを雇用しています。業務に対する熱心さや目的意識の高さなどは、周りの職員にも影響を与え、障がいに係る理解の促進にもつながっています。  
今後も本取り組みを継続し、障がいのあるかたの就労の推進を図ってまいります。

## 計画相談支援・障害児相談支援とは

平成24年4月より、計画相談支援・障害児相談支援事業(以下「計画相談」)が始まりました。

どんなサービス？

この事業は、介護保険のケアマネジャーのように障がいのあるかたや保護者、支援者(以下「本人等」)の希望をもとに相談員が障がい福祉サービス等の提案調整を行ってサービス等利用計画(以下「計画」)を作成するサービスです。



今までとどう違うの？

これまでは、サービスの相談や申請は本人等が市役所と直接行ってきました。今後は相談員に希望する将来の生活を相談し、障がい福祉サービスだけではなく教育や医療、権利擁護などのさまざまな資源を利用してその生活に近づくと計画の作成を行います。

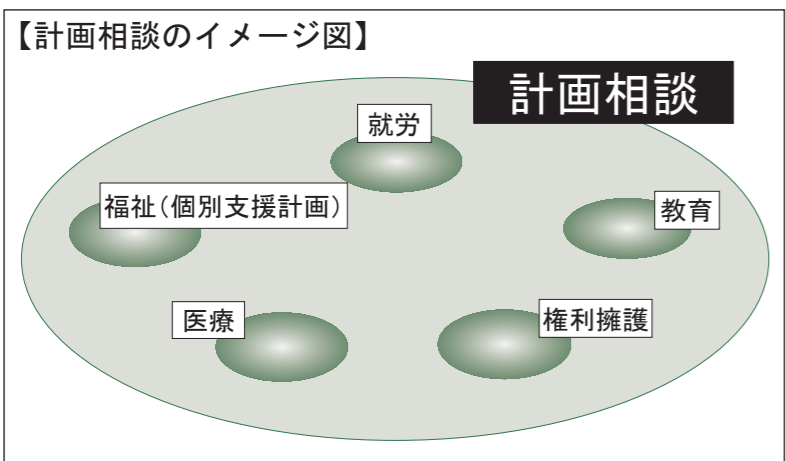


1回計画を立てたら、それで終わり？

計画に沿って決定したサービスが適切かどうかを定期的に確認し、本人の障がいや環境などの変化があった場合は、再度希望を聞き取り、計画の見直しを行います。



コバノちゃん



計画相談は障がい福祉サービスの1つとして、事業所と契約する必要があります。利用料は無料です。

### 芦屋市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者(順不同)

■ 芦屋市社会福祉協議会 ■ 芦屋ハートフル福祉公社  
■ 芦屋メンタルサポートセンター ■ 三田谷治療教育院

※いずれも4事業所共通 ☎31-0692/☎32-7529

■ 協和メディカル(株) ☎78-8770/☎78-8771

### 兵庫ゆずりあい駐車場制度

障がいのあるかたのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、兵庫県が県内共通の兵庫ゆずりあい駐車場利用証を交付する制度です。  
交付する利用証は、下記の登録駐車場の「兵庫ゆずりあい駐車場」案内表示がある区画でご利用いただけます。

※詳細については、県ホームページをご覧ください。

■ 対象  
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者・高齢者・妊産婦・傷病人等で「歩行に配慮が必要なかた」  
\*「駐車禁止除外指定車標章」所持のかたを除く

■ 登録駐車場(市内)  
● 県立・市立施設(一部を除く) ● コープ浜芦屋  
● モンテメール ● ラポルテ ● ライフガーデン潮芦屋  
● フィッシングマックス芦屋店 ● 医療法人昭主会南芦屋浜病院

■ 申し込み  
申請書・歩行に配慮が必要ながたが確認できる書類の写しを持参し、下記へ

問い合わせ 芦屋健康福祉事務所(監査・福祉課) ☎32-0707

### 緊急・災害時要援護者台帳登録申請書を提出してください

緊急・災害時要援護者台帳は、障がいのあるかたが緊急・災害時に避難が遅れたり、安否がわからないといった状況にならないよう、本人の同意の範囲で関係機関に避難方法や連絡先などの情報を伝え、平常時から地域と関わり合いを持ち、緊急・災害時に生かすものです。

平成25年度より様式等を改め、再度、対象のかたへお送りし、整備を進めています。申請書を未提出のかたは登録にご協力をお願いします。  
なお、個人情報については、本人の同意の範囲でのみ利用し、厳格に管理しています。下記に該当し、申請書を未提出のかたは、ご提出をお願いします。

■ 対象者  
身体障害者手帳の1・2級をお持ちのかた  
療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

### 芦屋市サポートファイル

「サポートファイル」とは、支援を必要とするかたに対して、成長の過程で途切れない支援を行うことを目的に作成するファイルです。

■ 内容  
生育歴、緊急時の対応・診断名等の情報、成長の記録が記入できます。

■ 使い方  
保育所・幼稚園から小学校への入学時や初めて福祉サービスを利用する時などに提示して、ご本人の生育歴や生活の状況等を伝えるための補完的情報として活用します。また、支援者とのコミュニケーションのきっかけとしても活用でき、病院や学校などで何度も同じことを説明するといった、保護者の負担も軽減されます。  
記録・保管については、ご本人と保護者が行います。

【配布窓口】

- 芦屋市役所(障害福祉課・こども課・学校教育課)
- 保健センター
- 市内公立保育所・幼稚園
- 特別支援教育センター
- すくすく学級
- 障がい者相談支援事業所
- クローバー芦屋プランチ

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

### 障害基礎年金

国民年金加入中や、20歳前の病気・けがで障がいの状態(精神の障がいも含む)になったときは、一定の要件を満たせば障害基礎年金が支給されます。

【障害基礎年金が受けられる要件】

- ① 初診日(病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)に国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満のかたで日本国内に住所を有していること(老齢基礎年金の繰上げ支給を受けているかたは該当しない場合があります)。
- ② 初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)があること。
- ③ 障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態になっていること(身体障害者手帳の認定とは異なります)。
- ④ 20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき、③の要件を満たしていれば、障がい年金を受けられます(本人の所得制限があります)。

※初診日に  
厚生年金に加入のかたは、西宮年金事務所(☎0798-33-2944)  
共済組合に加入のかたは、各共済組合にお問い合わせください。

問い合わせ 市民課管理係(年金担当) ☎38-2036